



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年7月24日金曜日 第731号

◇ 目 次 ◇ 規 則

○ 災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………（保健福祉課）… 428

告 示

- 指定納付受託者の指定……………（地域政策課）… 431
- 解除予定保安林にする旨の通知……………（森林整備課）… 431
- くろまぐろ（小型魚）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の変更……………（水産課）… 431
- 公有水面埋立の免許（2件）……………（港湾海岸課）… 431
- 海岸保全区域の指定……………（ ）… 434
- 海岸保全区域の指定の一部改正（2件）……………（ ）… 436
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（中予地方局農村整備第一課）… 436
- 土地改良区の定款変更の認可……………（ ）… 436
- 道路の区域変更（県道皿ヶ嶺公園滑川線）……………（中予地方局管理課）… 436
- 落札者等の告示……………（警察本部会計課）… 436

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第34号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年7月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表1（第3条関係） 救助の程度・方法及び期間 1 避難所及び応急仮設住宅の供与 (1) 避難所 ア・イ 省略 ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる経費で知事が定めるもの）とし、1人1日当たり370円以内とする。 エ～カ 省略 (2) 応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下	別表1（第3条関係） 救助の程度・方法及び期間 1 避難所及び応急仮設住宅の供与 (1) 避難所 ア・イ 省略 ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる経費で知事が定めるもの）とし、1人1日当たり360円以内とする。 エ～カ 省略 (2) 応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下

「賃貸型応急住宅」という。)その他適切な方法により供与するものである。

ア 建設型応急住宅

(ア) 省略

(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、7,259,000円以内とする。

(ウ)～(キ) 省略

イ 省略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア・イ 省略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,480円以内とする。

エ 省略

(2) 省略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア・イ 省略

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に定める額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	<u>20,900</u>	<u>26,900</u>	<u>39,900</u>	<u>47,600</u>	<u>60,300</u>	<u>8,800</u>
冬季	10月から翌年3月まで	<u>34,700</u>	<u>44,800</u>	<u>62,500</u>	<u>73,100</u>	<u>92,100</u>	<u>12,700</u>

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
		円	円	円	円	円	円

「賃貸型応急住宅」という。)その他適切な方法により供与するものである。

ア 建設型応急住宅

(ア) 省略

(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、7,089,000円以内とする。

(ウ)～(キ) 省略

イ 省略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア・イ 省略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,390円以内とする。

エ 省略

(2) 省略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア・イ 省略

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に定める額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	<u>20,300</u>	<u>26,100</u>	<u>38,700</u>	<u>46,200</u>	<u>58,500</u>	<u>8,500</u>
冬季	10月から翌年3月まで	<u>33,700</u>	<u>43,500</u>	<u>60,600</u>	<u>70,900</u>	<u>89,300</u>	<u>12,300</u>

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
		円	円	円	円	円	円

夏 季	4月 から 9月 まで	<u>6,900</u>	<u>9,200</u>	<u>13,800</u>	<u>16,800</u>	<u>21,100</u>	<u>3,000</u>
冬 季	10月 から 翌年 3月 まで	<u>11,000</u>	<u>14,400</u>	<u>20,500</u>	<u>24,300</u>	<u>30,700</u>	<u>4,000</u>

エ 省略

4～6 省略

7 被災した住宅の応急修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 省略

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の規模は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分とし、その修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり56,400円以内とする。

ウ・エ 省略

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 省略

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理の規模は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、その修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 757,000円(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 367,000円

ウ・エ 省略

8 省略

9 学用品の給与

ア・イ 省略

ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に定める額以内とする。

(ア) 省略

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 5,800円中学校生徒 1人当たり 6,100円高等学校等生徒 1人当たり 6,600円

エ 省略

10 埋葬

ア・イ 省略

ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人 239,400円以内、小人191,500円以内とする。

エ 省略

11 死体の搜索及び処理

(1) 省略

(2) 死体の処理

ア～ウ 省略

エ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによるものとする。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体

夏 季	4月 から 9月 まで	<u>6,700</u>	<u>8,900</u>	<u>13,400</u>	<u>16,300</u>	<u>20,500</u>	<u>2,900</u>
冬 季	10月 から 翌年 3月 まで	<u>10,700</u>	<u>14,000</u>	<u>19,900</u>	<u>23,600</u>	<u>29,800</u>	<u>3,900</u>

エ 省略

4～6 省略

7 被災した住宅の応急修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 省略

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の規模は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分とし、その修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり53,900円以内とする。

ウ・エ 省略

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 省略

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理の規模は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、その修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 739,000円(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円

ウ・エ 省略

8 省略

9 学用品の給与

ア・イ 省略

ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に定める額以内とする。

(ア) 省略

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 5,500円中学校生徒 1人当たり 5,800円高等学校等生徒 1人当たり 6,300円

エ 省略

10 埋葬

ア・イ 省略

ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人 232,200円以内、小人185,700円以内とする。

エ 省略

11 死体の搜索及び処理

(1) 省略

(2) 死体の処理

ア～ウ 省略

エ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによるものとする。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体

当たり3,800円以内の額とする。

(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり6,100円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

(ウ) 省略

オ 省略

12 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

ア 省略

イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行つた1世帯当たり平均148,600円以内とする。

ウ 省略

13 省略

当たり3,700円以内の額とする。

(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,900円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

(ウ) 省略

オ 省略

12 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

ア 省略

イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行つた1世帯当たり平均143,900円以内とする。

ウ 省略

13 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

告 示

○愛媛県告示第825号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和8年7月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
株式会社さとふる	東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和8年8月1日から令和9年3月31日まで	令和8年7月15日

○愛媛県告示第826号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年7月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 解除予定保安林の所在場所
四国中央市新宮町馬立5463の2（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第827号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量（令和8年3月愛媛県告示第307号）を次のとおり変更し

た。

令和8年7月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	変更前		変更後
		変更前	変更後	
愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業	4月から6月まで	15.0トン	5.9トン	
	7月から9月まで	1.0トン	18.2トン	
	10月から12月まで	1.0トン	1.0トン	
	1月から3月まで	3.0トン	3.0トン	
	総計	20.0トン	28.1トン	

○愛媛県告示第828号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

令和8年7月24日

長浜港港湾管理者 愛媛県

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

愛媛県松山市一番町4丁目4番2

代表者 愛媛県知事 中村 時広

愛媛県松山市岩崎町1丁目7番7

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

大洲市長浜甲1030番158から甲1028番10を経て甲1015番76に至る間の地先公有水面

イ 区域

次の1点から11点までを順次直線で結んだ線並びに11点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（愛媛県大洲市長浜甲1015番39地内（旧地番：愛媛県喜多郡長浜町大字長浜甲1015番15地先）の国土地理院「長浜港湾緑地」四等三角点）は、北緯33度37分05秒7953、東経132度28分48秒1588の地点

1点は、基点から真北94度59分47秒、517.97メートルの地点

2点は、1点から真北93度18分38秒、39.22メートルの地点

3点は、2点から真北165度04分35秒、4.26メートルの地点

4点は、3点から真北165度15分15秒、128.73メートルの地点

5点は、4点から真北255度14分45秒、3.00メートルの地点

6点は、5点から真北345度15分14秒、32.73メートルの地点

7点は、6点から真北255度15分22秒、12.00メートルの地点

8点は、7点から真北345度15分16秒、80.00メートルの地点

9点は、8点から真北75度15分18秒、12.00メートルの地点

10点は、9点から真北345度15分21秒、16.98メートルの地点

11点は、10点から真北273度22分46秒、34.32メートルの地点

ウ 面積

1,501.88平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

大洲市長浜甲1030番158から甲1028番10を経て甲1015番76に至る間の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のア点からセ点までを順次直線で結んだ線及びセ点とア点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（愛媛県大洲市長浜甲1015番39地内（旧地番：愛媛県

喜多郡長浜町大字長浜甲1015番15地先）の国土地理院「長浜港湾緑地」四等三角点）は、北緯33度37分05秒7953、東経132度28分48秒1588の地点

ア点は、基点から真北94度59分47秒、517.97メートルの地点

イ点は、ア点から真北93度18分38秒、39.22メートルの地点

ウ点は、イ点から真北165度04分35秒、4.26メートルの地点

エ点は、ウ点から真北55度32分07秒、216.02メートルの地点

オ点は、エ点から真北163度54分17秒、211.79メートルの地点

カ点は、オ点から真北254度23分42秒、139.39メートルの地点

キ点は、カ点から真北265度17分48秒、70.04メートルの地点

ク点は、キ点から真北255度14分45秒、3.00メートルの地点

ケ点は、ク点から真北345度15分14秒、32.73メートルの地点

コ点は、ケ点から真北255度15分22秒、12.00メートルの地点

サ点は、コ点から真北345度15分16秒、80.00メートルの地点

シ点は、サ点から真北75度15分18秒、12.00メートルの地点

ス点は、シ点から真北345度15分21秒、16.98メートルの地点

セ点は、ス点から真北273度22分46秒、34.32メートルの地点

ウ 面積

37,544.24平方メートル

- 3 埋立地の用途

ふ頭用地

- 4 埋立免許年月日

令和8年7月24日

○愛媛県告示第829号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

令和8年7月24日

長浜港港湾管理者 愛媛県

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

大洲市

愛媛県大洲市大洲690番地の1

代表者 大洲市長 二宮 隆久

愛媛県大洲市徳森661番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

大洲市長浜甲1030番158から甲1028番10を経て甲1015番76
に至る間の地先公有水面

イ 区域

次の1点から7点までを順次直線で結んだ線、7点と8点
を結ぶ令和7年秋分の日の満潮位（C. D. L. +3.05m）
の陸と公有水面との接する線並びに8点と1点を直線で結ん
だ線により囲まれた区域

基点（愛媛県大洲市長浜甲1015番39地内（旧地番：愛媛県
喜多郡長浜町大字長浜甲1015番15地先）の国土地理院「長浜
港湾緑地」四等三角点）は、北緯33度37分05秒7953、東経
132度28分48秒1588の地点

1点は、基点から真北95度17分59秒、555.48メートルの地
点

2点は、1点から真北165度15分21秒、16.98メートルの地
点

3点は、2点から真北255度15分18秒、12.00メートルの地
点

4点は、3点から真北165度15分16秒、80.00メートルの地
点

5点は、4点から真北75度15分22秒、12.00メートルの地
点

6点は、5点から真北165度15分14秒、32.73メートルの地
点

7点は、6点から真北75度14分45秒、3.00メートルの地点

8点は、7点から真北331度01分06秒、144.83メートルの
地点

ウ 面積

84,417.80平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

大洲市長浜甲1030番158から甲1028番10を経て甲1015番76
に至る間の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のア点からポ点までを順次直線で結んだ線及びポ点とア
点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（愛媛県大洲市長浜甲1015番39地内（旧地番：愛媛県
喜多郡長浜町大字長浜甲1015番15地先）の国土地理院「長浜
港湾緑地」四等三角点）は、北緯33度37分05秒7953、東経
132度28分48秒1588の地点

ア点は、基点から真北95度17分20秒、558.63メートルの地
点

イ点は、ア点から真北55度32分07秒、216.02メートルの地
点

ウ点は、イ点から真北163度54分17秒、211.79メートルの
地点

エ点は、ウ点から真北254度23分42秒、139.39メートルの
地点

オ点は、エ点から真北265度17分48秒、70.04メートルの地
点

カ点は、オ点から真北175度01分12秒、19.42メートルの地
点

キ点は、カ点から真北172度42分01秒、1.67メートルの地
点

ク点は、キ点から真北93度32分51秒、43.59メートルの地
点

ケ点は、ク点から真北189度23分10秒、0.74メートルの地
点

コ点は、ケ点から真北255度04分49秒、10.11メートルの地
点

サ点は、コ点から真北235度22分36秒、12.09メートルの地
点

シ点は、サ点から真北216度18分33秒、10.24メートルの地
点

ス点は、シ点から真北204度08分14秒、84.24メートルの地
点

セ点は、ス点から真北263度40分12秒、6.82メートルの地
点

ソ点は、セ点から真北294度03分39秒、37.14メートルの地
点

タ点は、ソ点から真北285度26分33秒、0.38メートルの地
点

チ点は、タ点から真北286度11分59秒、0.34メートルの地
点

ツ点は、チ点から真北201度57分18秒、27.42メートルの地
点

テ点は、ツ点から真北211度13分41秒、5.58メートルの地
点

ト点は、テ点から真北227度51分02秒、7.27メートルの地
点

ナ点は、ト点から真北250度07分20秒、8.36メートルの地
点

ニ点は、ナ点から真北272度13分04秒、44.32メートルの地
点

ヌ点は、ニ点から真北295度17分01秒、11.34メートルの地
点

ネ点は、ヌ点から真北203度50分46秒、6.40メートルの地
点

ノ点は、ネ点から真北294度18分14秒、7.79メートルの地
点

ハ点は、ノ点から真北204度32分09秒、6.97メートルの地
点

ヒ点は、ハ点から真北162度58分58秒、0.35メートルの地
点

フ点は、ヒ点から真北181度22分25秒、1.71メートルの地
点

ヘ点は、フ点から真北186度26分42秒、2.11メートルの地
点

ホ点は、ヘ点から真北199度09分14秒、5.14メートルの地
点

マ点は、ホ点から真北204度15分14秒、60.08メートルの地
点

ミ点は、マ点から真北250度19分46秒、9.91メートルの地
点

ム点は、ミ点から真北294度20分01秒、10.02メートルの地
点

メ点は、ム点から真北296度56分34秒、4.54メートルの地

点	ズ点は、ジ点から真北349度28分54秒、5.00メートルの地点
モ点は、メ点から真北293度21分59秒、39.70メートルの地点	ゼ点は、ズ点から真北79度29分05秒、7.65メートルの地点
ヤ点は、モ点から真北293度20分19秒、12.31メートルの地点	ゾ点は、ゼ点から真北98度52分36秒、15.54メートルの地点
ユ点は、ヤ点から真北293度08分47秒、33.90メートルの地点	ダ点は、ゾ点から真北117度41分47秒、13.07メートルの地点
ヨ点は、ユ点から真北298度37分00秒、3.72メートルの地点	ヂ点は、ダ点から真北68度53分46秒、2.17メートルの地点
ラ点は、ヨ点から真北293度57分20秒、86.53メートルの地点	ヅ点は、ヂ点から真北33度51分47秒、33.71メートルの地点
リ点は、ラ点から真北23度54分36秒、3.88メートルの地点	デ点は、ヅ点から真北36度45分28秒、9.90メートルの地点
ル点は、リ点から真北292度58分47秒、41.09メートルの地点	ド点は、デ点から真北42度12分06秒、4.17メートルの地点
レ点は、ル点から真北199度46分01秒、5.25メートルの地点	バ点は、ド点から真北46度20分38秒、4.40メートルの地点
ロ点は、レ点から真北292度38分44秒、6.49メートルの地点	ビ点は、バ点から真北48度23分44秒、10.64メートルの地点
ワ点は、ロ点から真北24度28分12秒、5.98メートルの地点	ブ点は、ビ点から真北52度14分22秒、16.39メートルの地点
ヲ点は、ワ点から真北309度42分10秒、25.95メートルの地点	ベ点は、ブ点から真北59度23分09秒、6.72メートルの地点
ン点は、ヲ点から真北307度49分12秒、18.82メートルの地点	ボ点は、ベ点から真北51度55分25秒、74.59メートルの地点
ガ点は、ン点から真北29度42分39秒、16.86メートルの地点	パ点は、ボ点から真北93度00分21秒、22.67メートルの地点
ギ点は、ガ点から真北30度43分53秒、41.96メートルの地点	ピ点は、パ点から真北3度05分32秒、0.80メートルの地点
グ点は、ギ点から真北299度35分06秒、15.64メートルの地点	プ点は、ピ点から真北93度04分22秒、114.52メートルの地点
ゲ点は、グ点から真北302度17分46秒、4.09メートルの地点	ペ点は、プ点から真北183度36分12秒、0.80メートルの地点
ゴ点は、ゲ点から真北332度31分05秒、6.01メートルの地点	ポ点は、ペ点から真北93度04分19秒、50.31メートルの地点
ザ点は、ゴ点から真北339度11分24秒、11.44メートルの地点	ウ 面積
ジ点は、ザ点から真北30度14分34秒、42.86メートルの地点	143,805.83平方メートル
	3 埋立地の用途
	ふ頭用地、公共施設用地、便益施設用地、スポーツ・レクリエーション施設用地、緑地、道路用地
	4 埋立免許年月日
	令和8年7月24日

○愛媛県告示第830号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定する。

令和8年7月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

海岸名	市町	主管省	管理者	区 域
豊後水道東沿岸大久東海岸	伊方町	国土交通省	愛媛県知事	基点1から基点14までを順次結んだ線並びに補助点17、補助点16、補助点15、補助点14、補助点13、補助点12、補助点11、補助点10、補助点9、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北） 基準点1は、西宇和郡伊方町大久1503-1付近の標柱（X座標46709.444、Y座標-121436.599の地点） 基点1は、基準点1から289度53分27秒45.08mの地点 基点2は、基点1から80度26分06秒572.36mの地点 基点3は、基点2から106度08分27秒65.77mの地点 基点4は、基点3から77度02分04秒173.68mの地点 基点5は、基点4から29度52分21秒96.34mの地点 基点6は、基点5から50度43分36秒240.64mの地点 基点7は、基点6から112度21分10秒93.47mの地点 基点8は、基点7から44度58分09秒142.51mの地点

				基点9は、基点8から24度44分27秒97.39mの地点 基点10は、基点9から74度56分06秒311.99mの地点 基点11は、基点10から40度16分49秒133.84mの地点 基点12は、基点11から75度20分41秒219.09mの地点 基点13は、基点12から326度41分54秒129.76mの地点 基点14は、基点13から68度30分44秒294.14mの地点 補助点17は、基点14から159度15分41秒75.72mの地点 補助点16は、基点13から107度24分02秒112.90mの地点 補助点15は、基点12から117度53分44秒112.75mの地点 補助点14は、基点11から138度41分14秒74.37mの地点 補助点13は、基点10から150度46分59秒74.10mの地点 補助点12は、基点9から121度50分21秒99.30mの地点 補助点11は、基点7から164度28分47秒89.22mの地点 補助点10は、基点6から168度47分31秒88.38mの地点 補助点9は、基点5から114度08分13秒74.41mの地点 補助点8は、基点4から177度17分25秒126.58mの地点 補助点7は、基点4から218度17分23秒109.92mの地点 補助点6は、基点3から185度28分25秒78.76mの地点 補助点5は、基点3から227度55分47秒72.23mの地点 補助点4は、基点2から171度50分25秒215.85mの地点 補助点3は、基点2から213度59分50秒303.15mの地点 補助点2は、基点1から105度35分04秒398.04mの地点 補助点1は、基点1から173度57分23秒150.25mの地点
豊後水道東 沿岸塩成海 岸	伊方町	国土交通省	愛媛県知事	基点1から基点17までを順次結んだ線並びに補助点21、補助点20、補助点19、補助点18、補助点17、補助点16、補助点15、補助点14、補助点13、補助点12、補助点11、補助点10、補助点9、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北） 基準点1は、西宇和郡伊方町塩成2600-5付近の標柱（X座標49773.475、Y座標-115247.766の地点） 基点1は、基準点1から295度27分32秒31.25mの地点 基点2は、基点1から84度33分11秒162.33mの地点 基点3は、基点2から115度42分19秒109.75mの地点 基点4は、基点3から76度11分59秒132.30mの地点 基点5は、基点4から59度00分04秒142.32mの地点 基点6は、基点5から46度22分14秒243.97mの地点 基点7は、基点6から328度50分03秒72.04mの地点 基点8は、基点7から54度05分36秒237.38mの地点 基点9は、基点8から99度52分56秒58.23mの地点 基点10は、基点9から65度39分39秒56.83mの地点 基点11は、基点10から43度41分59秒53.86mの地点 基点12は、基点11から86度17分56秒171.95mの地点 基点13は、基点12から116度41分41秒143.79mの地点 基点14は、基点13から49度14分06秒119.31mの地点 基点15は、基点14から94度52分10秒234.39mの地点 基点16は、基点15から80度47分35秒179.73mの地点 基点17は、基点16から96度15分10秒103.15mの地点 補助点21は、基点17から161度19分01秒79.00mの地点 補助点20は、基点16から178度12分46秒71.06mの地点 補助点19は、基点15から136度06分10秒96.13mの地点 補助点18は、基点14から136度58分55秒103.90mの地点 補助点17は、基点13から184度26分31秒95.55mの地点 補助点16は、基点12から202度21分06秒78.52mの地点 補助点15は、基点11から153度46分01秒72.99mの地点 補助点14は、基点9から152度21分27秒92.44mの地点 補助点13は、基点8から170度38分20秒77.73mの地点 補助点12は、基点7から100度48分56秒96.40mの地点 補助点11は、基点6から100度48分37秒88.86mの地点 補助点10は、基点5から138度00分54秒70.54mの地点 補助点9は、基点4から161度43分00秒73.97mの地点 補助点8は、基点3から183度05分44秒69.67mの地点 補助点7は、基点2から205度16分00秒79.87mの地点 補助点6は、基点2から185度31分30秒256.31mの地点 補助点5は、基点2から215度37分46秒192.06mの地点 補助点4は、基点2から216度44分38秒247.16mの地点 補助点3は、基点2から220度16分52秒224.80mの地点 補助点2は、基点2から228度24分34秒193.84mの地点 補助点1は、基点1から169度59分12秒71.73mの地点
豊後水道東 沿岸川之浜 海岸	伊方町	国土交通省	愛媛県知事	基点1から基点3までを順次結んだ線並びに補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北） 基準点1は、西宇和郡伊方町川之浜1052-1付近の標柱（X座標47922.473、Y座標-118722.246の地点） 基点1は、基準点1から297度09分34秒50.16mの地点 基点2は、基点1から85度51分18秒932.36mの地点 基点3は、基点2から121度25分46秒44.18mの地点 補助点4は、基点2から160度36分28秒106.88mの地点 補助点3は、基点3から169度34分37秒78.06mの地点 補助点2は、基点3から172度05分38秒122.92mの地点 補助点1は、基点1から170度46分45秒148.21mの地点

○愛媛県告示第831号

海岸保全区域の指定（昭和33年3月愛媛県告示第275号）の一部を次のように改正する。

令和8年7月24日

愛媛県知事 中村 時 広

別表3の表大久東の項を削る。

○愛媛県告示第832号

海岸保全区域の指定（昭和32年9月愛媛県告示第721号）の一部を次のように改正する。

令和8年7月24日

愛媛県知事 中村 時 広

別表塩成の項及び川之浜の項を削る。

○愛媛県告示第833号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定によ

り、道後平野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和8年7月24日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 部 直	松山市湯の山8丁目1番12号

○愛媛県告示第834号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市東長戸土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年7月24日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第835号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年7月24日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	皿ヶ嶺公園園滑川線	東温市滑川字平木辛236番1から 同市滑川字明カセ辛242番3まで	旧	メートル 3.2～13.4	キロメートル 0.203	
			新	5.3～99.7	0.203	

○愛媛県告示第836号

次のとおり落札者を決定した。

令和8年7月24日

愛媛県知事 中村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
車両用交通信号灯器 （警交仕規第1014号版4） アルミ製 薄型 LED式 1H253L 灯体のみ	愛媛県警察本部警 務部会計課 愛媛県松山市南堀 端町2番地2	令和8年6月1日	シグナル電子株式会社 広島県広島市南区東雲 三丁目15番7号	74,800円 （一灯当たり）	一般競争入札	令和8年4月21日
車両用交通信号灯器 （警交仕規第1014号版4） アルミ製 薄型 LED式 1H253L 灯体のみ 指定色塗装	〃	〃	〃	80,300円 （一灯当たり）	〃	〃
車両用交通信号灯器 （警交仕規第1014号版4） アルミ製 薄型 LED式 A125L 取付金具付 灯体のみ （従来（300Φ）灯器取付け含む。）	〃	〃	〃	67,100円 （一灯当たり）	〃	〃
歩行者用交通信号灯器 （警交仕規第1014号版4） アルミ製 薄型 LED式 側柱式、自立式又は吊下式 継手付 灯体のみ	〃	〃	〃	52,800円 （一灯当たり）	〃	〃
歩行者用交通信号灯器 （警交仕規第1014号版4） アルミ製 薄型 LED式 側柱式、自立式又は吊下式 継手付 灯体のみ 指定色塗装	〃	〃	〃	57,200円 （一灯当たり）	〃	〃

歩行者用押ボタン箱 (警交仕規第1016号版1) 薄型 歩行者横断要求受付機能 取扱表示灯付 文字板等付属品付 取付バンド付 (表示灯の文字色：白色)	〃	〃	〃	59,400円 (一個当たり)	〃	〃
--	---	---	---	--------------------	---	---